

防官秘第7163号
令和5年3月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
(公印省略)

非常勤職員採用予定者に対する勤務条件等の説明について（通知）

標記について、別添のとおり申合せが行われたため、令和5年4月1日から施行することとしたので遺漏のないよう措置されたく通知する。

なお、非常勤職員採用予定者に対する勤務条件等の説明について（通知）（防官秘第21097号。28.12.20）は、令和5年3月31日をもって廃止する。

添付書類：非常勤職員採用予定者に対する勤務条件等の説明について（平成28年12月14日人事管理運営協議会幹事会申合せ。最終改正令和5年3月22日）

非常勤職員採用予定者に対する勤務条件等の説明について

平成 28 年 12 月 14 日
人事管理運営協議会幹事会申合せ
最終改正 令和 5 年 3 月 22 日

各府省等において、非常勤職員を採用する場合には、以下のとおり採用予定者に対し、勤務条件等の内容を適切かつ明確に説明することとする。

1 勤務条件等の説明事項

- (1) 職務内容・任期等（配属先、勤務地の住所、職務内容、任期、任期の更新や再採用の可能性の有無（再採用の可能性が有りの場合の判断基準））
- (2) 勤務時間等（勤務時間、休憩時間、休日及び超過勤務の有無）
- (3) 休暇・休業（有給休暇・無給休暇・休業の種類、取得要件、日数等）
- (4) 給与等（基本となる給与、通勤手当に相当する給与、期末手当及び勤勉手当に相当する給与、超過勤務手当に相当する給与、その他支給される給与、給与改定、支給日、支給方法、源泉徴収及び退職手当）
- (5) 社会保険・災害補償（医療保険、年金、雇用保険及び災害補償）
- (6) 服務規律等の遵守事項（職務専念義務、守秘義務等）
- (7) 離職に関する事項（任期満了、免職及び失職）

2 説明する手続等

- (1) 採用内示の後、速やかに提出が必要な事務書類を連絡すること。
- (2) 採用内示の後、本人の都合も考慮しつつ、速やかに勤務条件等を説明すること。
- (3) 説明は、書面（電子媒体も可）を用いて、対面、電話その他適切な方法により実施すること。
- (4) 説明実施後、説明した内容が確定し、又は変更が生じたものがある場合には、再度、速やかに本人に対し、説明すること。
- (5) 説明には、一般的に分かりやすい表現を用いることとし、馴染みのない専門用語の使用や法令上の文言の単純引用など、分かりにくい表現は避けること。また、採用予定者の質問に対しては、丁寧に説明するよう努めること。

3 本申合せの対象

平成 29 年 4 月 1 日以降に各府省等（本府省、施設等機関、特別の機関、地方支分部局等）で採用（再採用を含む。）される非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）を対象とする。

ただし、以下（ア）～（エ）に掲げる非常勤職員等各任命権者が本申合せに適さないと判断した場合は対象から除くことができる。

- （ア）委員顧問参与等職員（例：審議会等会議の委員）
- （イ）特定の時期に一時的（任期が3か月以内）に任用される非常勤職員（例：国勢調査や統計調査等の各種調査に従事する職員）
- （ウ）勤務日数が少ない（出勤日が月に4日以下又は週に1日以下）非常勤職員（例：健康管理医、客員教授）
- （エ）無給の非常勤職員（例：保護司）

4 その他

- （1） 本申合せは、人事管理運営協議会幹事会において決定した日（平成28年12月14日）から適用する。
- （2） 本申合せの趣旨に鑑み、公募する際の募集要項への記載や採用面接の際の受験者に対する説明においても、勤務条件等について可能な限り詳細に説明することが望ましい。また、採用内示前の採用手続の過程で十分な情報を提供した場合は、任命権者の判断により、内示後の説明内容や手続の一部を省略することができる。
- （3） 本申合せは、再採用された者にも適用されるが、任命権者の判断により、再採用の内示後の説明内容や手続の一部を省略することができる。

（以 上）

附 則（令和5年3月22日 人事管理運営協議会幹事会決定）
改正後の申合せは、令和5年4月1日から適用する。